

いばらき消費生活 メールマガジン

★ ★

2026年6月3日239号

1. はい！相談室です

海外からの不審な電話にご注意

1. はい！相談室です

【相談事例】

<事例 1>

携帯電話に「+」から始まる電話番号で着信があり、出ると携帯電話料金の未納があると言われた。家族に相談するというと電話が切れた。どう対処すればよいか。

＜事例 2＞

携帯電話に「+1」から始まる電話番号で「カードを一時停止する」と電話があり、個人情報を知られて伝えてしまった。心配だ。

【アドバイス】

○海外からの知らない国際電話が増えています。「+1」など、「+」から始まる電話番号は海外からのダイヤル番号になります。

○心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高く、怪しい電話には出ないようにしましょう。また、折り返しの電話もしないようにしましょう。

もし電話に出てしまった場合、個人情報絶対に伝えず、すぐに電話を切りましょう。

○国際電話を利用しない方は、利用停止申請をしましょう。

(固定電話) 国際電話不取扱受付センター (無料) 電話 : 0120-210-364

(携帯電話) 携帯電話端末や OS によっては発信者の設定が可能です。

携帯電話会社が提供するサービスの利用も検討しましょう。

不安なときはお住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン 188

総務省が実施している「迷惑電話対策相談センター」03-6162-1111（平日 10 時から 17 時）でも受け付けています。

被害の相談は警察でもできます。（警察相談専用電話「#9110」）

〈参考資料〉

○国民生活センター2025年8月6日発表情報「海外からの不審な電話にご注意」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250806_2.html

○国民生活センター2026年3月19日公表 見守り新鮮情報「海外からの知らない国際電話が増

えています！迷惑な国際電話は無視しましょう ブロックも有効です」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250806_2.html

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金をご負担ください。

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■